

相活士月刊メールマガジン 4月号 ～ VOL.41～

相活士事務局です。第 41 回目のメールマガジンです。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に 2 回、ご登録いただいているメールアドレス宛に
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。
そちらもぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. 「相続対策は元気なうちに！」を痛感した事例
2. 遺言相続ドットコム最新更新内容
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 「相続対策は元気なうちに！」を痛感した事例

“いざ相続が発生したときに、家族が揉めない、困らないために”
“相続税の負担を少しでも軽くするために”
“自分の希望どおりに財産が行き渡るように”

このように様々な思いで相続対策に取り組む方が増えています。
少しずつでもできることからやっておきたい、そんな方が増えてきているのでしょう、
とても素晴らしいことだと思います。
これまでも幾度となく申し上げていますが、終活、生前の対策は心身ともに元気なうちに
始めておくべきです。病んでしまってからでは手遅れになることも多々あるのです。
今回は、当協会にご相談いただいたお客様で、“元気なうちにやっていてよかった事例”と
“元気なうちにできていなくて困った事例”をご紹介します。

◎元気なうちにやっていてよかった事例

都内在住の 70 歳・女性 A さん。

A さんは大学を卒業してから仕事一筋でバリバリ活躍してきました。

A さんの家族は、両親は数年前に他界し、夫や子どもはいません。唯一の肉親として、
兄がいますが、もう長い間、会っておらず、連絡すら取っていません。（昔から仲が悪い）

70歳になり、だんだん体が言うことを聞かなくなり、体調を崩すことも増えてきたため、Aさんは70歳の節目で仕事を引退する決意をしました。

仕事一筋で生きてきたAさん。2億円近い預貯金や株、投資信託といった金融資産、そして自宅マンションを所有しています。

特に物欲もなく、趣味は週末などを利用して比較的近場の温泉地に旅行に行くことくらいです。Aさんはふと思います。「老齢年金や若い頃から掛けてきた生命保険などがあり生活は十分にできる。思う存分旅行に行っても、これだけの貯金を使い切ることはないだろう。体調を崩すことも多くなってきたし、今後は仕事に代わって何を生きがいにしていこうか…

それに、万が一のこと（死）があった場合、この貯金やマンションはどうなってしまうのか。」

Aさんの希望は「昔から仲が悪い兄には財産を渡したくない」ということ。Aさんには、20年ほど前から公私にわたり大変世話になっているBさん（女性）がいました。

仕事では苦楽を共にしてきましたし、プライベートでも2人で趣味の温泉に行くこともよくありました。また、Aさんが体調を崩したときなどには、Bさんは献身的にAさんを支えてきたのです。

そんな経緯があり、結論から言いますと、AさんとBさんは養子縁組をし、Bさんは養女となりました。そのうえで、Aさんの財産はすべてBさんに相続させること、とした公正証書遺言を作り、さらには、Aさんの兄がBさんに対して何か言いがかりをつけてきた場合も想定し、遺言を作った経緯や思いを動画（DVD）にして残すことにしました。

ご存じのとおり、養女にすればBさんが唯一の相続人になりますし、兄には相続する権利や遺留分もありません。それでも念には念を入れて、Bさんに何とか財産を託したい、迷惑をかけたくないという思いから、遺言や動画まで作成することにしたのです。

これでAさんの財産は、Bさんが相続放棄もしない限り、Bさんがすべて相続できることになりました。Aさんの兄が何を言っても安心です。次は、少しでも相続税の負担を軽くするための対策を進めていかななくてはなりません。

それからしばらく経った（といっても2、3か月後のことですが…）ある日、養女Bさんから連絡を受けて、Aさんにお会いしてとても驚きました。Aさんはやつれた様子で、何度も同じ発言を繰り返すなど、遺言を作成したときの様子とは大きく異なり、まるで、別人です。Bさん曰く、急に暴言を吐いたり、情緒不安定になることが増えてきたとのこと。仕事を辞めて、いろいろな要因が重なったのでしょうか、認知機能が急激に低下しているとのことでした。かかりつけの医者からも認知症の症状が急激に進行している。との診断を受けたそうです。

こうなってしまうとは、様々な弊害が生じてきます。例えば、AさんからBさんへの生前贈与は成立しなくなりますし、今のマンションを売却したり、新たに不動産を購入したり

することもできなくなるでしょう。成年後見人を付けたとしても余計に困難になるだけです。

法定後見や任意後見といった制度以外の解決策として、家族信託が挙げられますが、当然のことながらAさんが認知症となつてからでは手遅れです。AさんとBさんはこれからの生活についていろいろなことを模索していますが、不幸中の幸いと言えるのが、Aさんが元気なうちにBさんを養子にしたり、公正証書遺言を作っていたこと、元気な姿で遺言や財産についての意思表示を動画に残していたことも、今となつては本当によかったと思います。

そんなAさんの行動がもう少し遅かったら、養子縁組もできず、遺言も作成できず…となつてしまい、行きつく先は

『Aさんの嫌いな兄に2億円前後の資産が相続される結果になっていたはずです。』

本当に残念な結果となっていたことでしょう。

×元気なうちにできていなくて困った事例

小さな不動産会社を経営していたSさん（65歳男性）が闘病の末、亡くなりました。Sさんには奥様と2人の娘さんがいます。小さな会社で山あり谷ありの人生でしたが、Sさんは会社と2人の従業員を長年にわたり守り抜いてきました。しかし、Sさんの奥様と娘さんは、一切会社に関わったことがないため事業を承継する意思はなく、従業員も社長の死を機に退職することになりました。結局のところ、廃業することになったのです。

Sさんが入院しているとき、お見舞いにきた奥様によく言っていたそうです。

「後継者をつくるができなかった。俺が亡くなる前に会社をきれいにたたまいと…」
最後まで家庭のことではなく会社のことです。頭がいっぱいのSさんを見て

「悲しかった」と奥様はおっしゃいましたが、きちんと会社を精算して妻と娘に迷惑をかけないようにしないと、というお気持ちだったのだらうと思います。

それから間もなくして、会社のことには何も手をつけられないまま、

Sさんは亡くなりました。奥様や娘さんはもちろん会社のことを今後どうしたらよいのかまったく見当が付きません。従業員の方も、積極的に経営に関わってきたというよりは、社長が取ってきた仕事の事務作業をすることがほとんどでしたので、自分の力では会社を続けていくことはできないし、会社をたたむのもどうしたらよいのか分かりません。

現在この会社の解散・精算の手続きのお手伝いをさせていただいていますが、幸いにも、この会社は大きな債務や労務面の問題もなく、自社株もSさんがすべて保有していたため、

精算に向けた手続きは順調に進んでいます。

それでもご家族は、今まで一切会社に関わってこなかったため、会社の状況が分からず、『一体自分たちにはどれほどの財産が残るのか、すべてが片付くまで従業員から労務問題で訴えられるなどの問題が起きないだろうか』、というような、不安を抱えながら時を過ごされています。

中小企業のうち6割以上の会社が“後継者不在”という事業承継の問題を抱えていると言われています。少子高齢化といった社会問題も相まって、今後もこの問題は大きくなっていく一方でしょう。当然のことながら、命をかけて守ってきた会社を簡単にたたんでしまうことは考えたくないでしょうし、共に頑張ってきてくれた従業員がいれば、なおさらです。ただ、何も手を打たないまま、あるいは打てないまま、大黒柱である経営者を失ってしまうことほど恐ろしいことはないと思います。

以上、2つの事例をご紹介しましたが、自分はまだ元気、認知症にはならない、何とかなるだろうと思って何もしないままにいるのか、あるいは元気なうちに少しずつでも、と勇気を出して対策の一步を踏み出すのか、これは結果に大きな差を生む分岐点であることは言うまでもありません。

我々は相続対策は「事前準備が9割」だと考えています。
(亡くなった後で出来ることは10%くらいしかないということです)

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

2. 遺言相続ドットコム最新更新内容

第20回 親に認知症の疑いが出てきたら？ その2

前回は、親の認知症の症状が出てきた場合、地域包括支援センターに相談し、要介護認定を受けるまで、訪問介護でサービスを受けつつ、家族の負担が重い場合、有料老人ホームも選択肢としてアリと言う話をしました。

それでは次のステップとして、要介護認定を受けた後、どのようなサービスを受けつつ介護の面倒を見ればよいのでしょうか？

選択肢としては3つあります。

一つ目は自宅で介護しつつ、訪問介護やデイサービスを利用するケースです。デイサービスに関しては半日型、1日型があり、要介護度や利用時間によって自己負担額は異なりますが、1回1000円かからない程度の料金で済みますので

安価といえるでしょう。似て非なる言葉としてデイケアという言葉がありますが、これはリハビリ特化の施設の事を指しますので注意してください。

また、こういった介護サービスはあくまで昼間ですので、夜に徘徊したり、騒いだりするような場合、介護する側にとってはどうしても施設でプロが介護する方法にならざるを得ないと思いますし、毎日こういった介護サービスを受けられるわけではありません(要介護度によって異なります)

2つ目はサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)です。これは親が比較的元気で自分で大体できるケースではないと選択できません。施設の協力医療機関からの往診や通院、訪問看護も受けられる点、食事の提供サービスや安否確認などもあるので自宅で一人で暮らすよりは子供にとって安心感があるものと思います。費用も介護付き有料老人ホームに比べれば安価と言えるでしょう。

そして3つ目の選択肢が、それ以外の老人ホームへの入居です。

- ・特別養護老人ホーム(特養)は値段は安いものの要介護3以上の方でないと入居できません。また、空き待ちになるケースがほとんどですので、入所迄待つ必要があります。

- ・介護老人保健施設(老健); 入りやすいメリットはあるが、デメリットとして在宅復帰を目的とした施設ですので、3-6か月で退所する必要があります。要介護1以上ではないと入れないという制限もあります。

- ・グループホーム; 認知症専門の方の施設です。安いというメリットはあるものの、看護師がいなかったり場合が多いのもデメリットでしょう。要介護1以上ではないと入れません。

これら以外にも低所得で独居生活の高齢者を対象としたケアハウス(一般形、介護型)なども存在します。

実際にあった具体例として、急に親の認知症がひどくなったが、一人っ子の子供は

仕事もあり、なかなか親の面倒が見られない状況。

当面、訪問介護を利用しつつ、介護付き有料老人ホームの空きを『東京・千葉・埼玉・神奈川』で探し、すぐに入れる東京の介護付き有料老人ホームにすぐ入所。1か月後、要介護認定を受けた後に特養、老健、グループホームを探したもののすぐに入れる施設がなく、結局埼玉の介護付き有料老人ホームに転居した方がいらっしゃいました。(一般的に東京よりも埼玉の施設の方が安い)

介護の大変さはなかなか経験してみないとわからないもの。親の認知症の疑いが出てきたらすぐに専門家にご相談されるべきだと思います。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

代表の江幡が朝日放送(関西ローカル)の新番組『TOKIO 城島 ほのぼの茂』に出演します。
4月26日放送予定の同番組で城島リーダーやはるな愛さんに対して遺言についてのレクチャーをしています。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。
一昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分(1年更新料3,000円×2年の6,000円税別)です。
有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。
名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。
入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく
コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238)もしくは info@sokatsu.jp にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族(あらそうぞく)を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨し

ます。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆